

令和2年第2回大仙市議会定例会会議録第3号

令和2年6月11日（木曜日）

議事日程第3号

令和2年6月11日（木曜日）午前10時開議

-
- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第138号 大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 3 議案第139号 大仙市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について (質疑・委員会付託)
- 第 4 議案第140号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 5 議案第141号 財産の処分について (質疑・委員会付託)
- 第 6 議案第142号 令和2年度大仙市一般会計補正予算(第5号)
(質疑・委員会付託)
- 第 7 議案第143号 令和2年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算(第1
号) (質疑・委員会付託)
- 第 8 請願第13号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をは
かるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願
について (委員会付託)
- 第 9 請願第14号 市議会として、秋田市新屋への地上イージス・アショア配備
反対の意見表明を求める請願 (委員会付託)
- 第10 陳情第43号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
(委員会付託)
-

出席議員(26人)

1番 古谷武美 2番 3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛 5番 挽野利恵 6番 秩父博樹

7番	石塚	柏	8番	富岡	喜芳	9番	本間	輝男
10番	藤田	和久	11番	佐藤	文子	12番	小笠原	昌作
13番	小松	栄治	14番	後藤	健	15番	佐藤	育男
16番			17番	児玉	裕一	18番	佐藤	芳雄
19番	高橋	徳久	20番	橋本	五郎	21番	渡邊	秀俊
22番	佐藤	清吉	23番	高橋	幸晴	24番	大山	利吉
25番	鎌田	正	26番	高橋	敏英	27番	橋村	誠
28番	金谷	道男						

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市	長	老松	博行	副	市	長	佐藤	芳彦										
副	市	長	西山	光博	教	育	長	吉川	正一									
代表	監	査	委員	武	田	哲也	上	下	水	道	事	業	者					
管	理			今	野	功成	企	画	部	長	福	原	勝	人				
総	務	部	長	舛	谷	祐幸	健	康	福	祉	部	長	加	藤	実			
市	民	部	長	和	田	義基	経	済	産	業	部	長	高	橋	正	人		
農	林	部	長	福	田	浩	災	害	復	旧	事	務	所	長	進	藤	孝	雄
建	設	部	長	古	屋	利彦	教	育	指	導	部	長	栗	谷	川	学		
病	院	事	務	長	今	久	総	務	部	次	長	兼	佐	々	木	隆	幸	
生	涯	学	習	部	長	藤	嶋	勝	広	総	務	課	長					

議会事務局職員出席者

局	長	齋	藤	博	美	参	事	齋	藤	孝	文	
参	事	富	樫	康	隆	副	主	幹	佐	藤	和	人

午前10時00分 開 議

○議長（金谷道男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（金谷道男） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（金谷道男） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

5番 挽野利恵さん。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） おはようございます。公明党の挽野利恵でございます。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

今年は、年明け早々から新型コロナウイルスが猛威を振るい、我が国では9日まで1万7,251人が感染し、919人がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈りいたします。闘病中の方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

この新型コロナウイルスの影響で私たちの生活様式や経済活動が制限され、リーマンショックや阪神・淡路大震災、東日本大震災の時よりも大きな影響が出たといわれており、政府も過去に例を見ないほどの予算を組み、様々な政策を打っております。

我が大仙市においては、いち早く国の特別定額給付金の給付事務に取り組みられたほか、国の支援策が十分に届かないところに光を当てるべく、市長はじめ当局の皆様のご英断により、様々な独自策を展開していただいております。この非常時にあって日夜、市民生活の安寧のために頑張っておられる職員の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

これからの時期、大雨災害などが発生する危険性が高まり、市当局におかれましては、気の緩む暇もない苦勞の連続だとは思いますが、引き続き、市民に寄り添っていただきますようお願い申し上げます。

マラソンのような長い闘いになるとは思いますが、市民、行政、経済界など、あらゆる

英知を結集し、一致団結してこの難局を乗り切りたいと思っております。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

去る5月25日に全国の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、段階的に自粛の緩和が行われ、新しい生活様式を取り入れたりするなど、コロナの時代の“新たな日常”を作り上げていく方針が示されました。しかしながら、新型コロナウイルス感染の不安は完全に消えていませんし、今後も3密の回避やテレワークの継続、マスク着用など感染対策は継続して行われることとなります。

新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、「ソーシャルディスタンス」という言葉が使われ、3密を避けるため他人と距離を置くことが推奨されたことは、ウイルスの封じ込めに大きな効果があったと感じていますが、自粛の間、このほかにも様々な活動が制限され、多くの影響が出ております。

一例を挙げれば、ステイホームを守った結果、外出しなくなり筋力が落ちた、動かないため食欲が湧かなくなって痩せた、あるいは反対に食べ過ぎて太ったなど、制限により身体的影響を受けた方々の声を頻繁に聞きました。

また、仕事がなくなったとか、今後の仕事に対して不安があるとの声も聞かれます。

「完全復職率9割の医師が教える うつが治る食べ方、考え方、すごし方」の著者で有名な精神科医の廣瀬^{ひさよし}久益先生によると、「活動性を落とせば落とすほど、身体能力は下がり、様々な体調不良が起こる『生活不活発病』になります。様々な活動を自粛し、外出する機会が減る中で、あらゆる活動性（身体的または精神的な活動）が落ち、うつのような症状を発症するケースが増えてきているようです。世間では『コロナ疲れ』『コロナストレス』『コロナうつ』という言葉もよく聞かれるようになりました。長引くコロナによる様々な影響により、不安やストレスを感じ、そのストレスがきっかけとなってうつ病を発症させてしまうと聞きます。梅雨は、特にうつ症状が出やすい時期でもあります。雨の日が続くと、気分が落ち込みやすくなります。特に気温が高い日が続いた後、雨が降り、急に気温が下がると、様々な病気の症状が出やすくなります。」と、先生はおっしゃっております。

また、「うつ」と並行して考えなければならないのは、自殺です。コロナによる自殺についての研究を行った京都大学のレジリエンス実践ユニットは、失業率と自殺者増の相関関係に基づき、今後の自殺者数を推計したシミュレーションを発表しました。それによると、コロナ収束を1年後と仮定する「楽観シナリオ」でも年間自殺者数は3万人

を超え、コロナ前の2019年の水準に戻るまで19年を要するとし、その間の累計自殺者は実に14万人も増加すると推計しています。また、収束まで2年とする「悲観シナリオ」でも19年の水準に戻るまで27年かかり、累計自殺者は27万人増加することです。

厚生労働省自殺対策推進室は、毎月発表している自殺者統計の4月の自殺者数が前年の同月よりも約20パーセント減少したと発表しました。一見朗報に思えますが、一方では、自粛により社会活動が停滞したことから「みんな大変だから我慢しよう、という意識が働いたことで、何とか持ちこたえているのでは」との分析もあります。

また、東日本大震災時においては、経済支援が終わり、復興期に入ってから自殺者が増加したというデータがあります。

先般、我が党秋田県本部の松田豊臣代表が、あきた自殺対策センター・^{くも}蜘蛛の糸の佐藤理事長から、コロナの影響と課題について聞きました。佐藤理事長は「過去のデータから自殺関連にはタイムラグがあり、今後7月頃から相談件数が急増することが推測される」と指摘し、自殺予防で求められる支援策として「生活困窮に陥った人への経済的支援が最も重要だ」と強調されておりました。

このたびの新型コロナウイルスによる社会への影響は多方面にわたるほか、冒頭でも申し上げましたが、マラソンに例えられるように長期化することが予測されますので、まずはきめ細やかな経済支援、そしてその次は、何より心の支援が必要になるものと考えております。

ソーシャルディスタンスは、単なる身体的距離だけではなく、社会的距離を生み出しました。不安やストレスを相談できずに健康を損なってしまうケースが、今後出てくると予想されます。昨年3月に発行された「大仙市いのち支える自殺対策計画・概要版」には、相談窓口がきめ細やかに掲載されておりましたが、今年6月の「だいせん日和」においては、個人や事業者向けの支援策や各種相談窓口が細かに掲載され、非常に見やすいと感じたものの、「こころの健康相談」においては、相談窓口の紹介が2カ所のみ、掲載されている相談内容も曖昧で、しかも要予約とありました。これでは、相談が必要な方々がアプローチしづらいと感じるのではないかと心配です。

そこで質問ですが、コロナなどによる不安やストレスを感じた市民に対して、市当局として、心の支援を含め、どのような対策をお考えでしょうか。示せる範囲で結構ですので、方針など賜りたいと存じます。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告であります新型コロナウイルス感染症による心の問題に対する取り組みに関する質問につきましては、健康福祉部長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（金谷道男） 加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、新型コロナウイルス感染症による心の問題に対する取り組みについてですが、議員ご指摘のとおり、今般の新型コロナウイルスによる感染の恐怖や外出制限のストレス、さらには将来への不安から「うつ」の兆候を示す人が潜在的に増えているのではないかといった報道がなされております。

市におきましては、平成31年3月に「大仙市いのち支える自殺対策計画」を策定しており、概要版を全戸配布して相談窓口等の周知を図るなど、自殺予防に関する各種の取り組みを推進しております。

この計画では、一つだけではない複数の不安要素が複雑に絡み合っただけで自殺に至ってしまうことが報告されており、これに新型コロナウイルスの要因が大きく重なってしまうケースも懸念されるところであります。そのため、不安やストレスを感じている方への早めの対応として、NPO法人蜘蛛の糸と協力し、11月に開催を予定していた「いのちの総合相談会」を9月に前倒しして実施いたします。この相談会では、経済問題や家族問題等の多岐にわたる相談に対して、社会保険労務士や産業カウンセラー等の専門家が支援を行うこととしております。

さらに、自殺へとつながるような経済問題や、健康問題を抱えた方に対し早期に対応するため、高齢者向けや子ども向け、女性向けなどライフステージ別の、いわゆる「コロナうつ」に対するチラシを作成しているところであり、様々な機会を通じて啓発してまいります。

また、こころの健康に関する相談事業として、市内3カ所で健康増進センターの保健師が随時気軽に相談を受ける体制を取っておりますが、さらに踏み込んだ臨床心理士によるカウンセリングにつきましては、プライバシー保護のために個室を確保して面会するなど、どうしても事前予約が必要な手順であることをご理解いただきたいと思います。

今後、市民の皆様には、市のホームページやFMはなび等を通じて、これらの支援事業や相談窓口について、分かりやすい周知を心掛け、新型コロナウイルスによる不安や

ストレスの軽減が図られるよう努めてまいります。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 5番挽野利恵さん。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。相談会を早めていただくなど、市の前向きな姿勢に本当に感謝しております。

経済支援というのは、引っ張っていく支援だと思うんですけども、こういうふうな心の支援というのは、後ろからそっと押してあげるような支援だと私は感じております。市には、是非そういう弱者といわれるのかちょっと分かりませんが、本当に安心して暮らせる大仙市になるよう、心の支援も引き続きお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 新型コロナウイルス感染症のため、当市においても3月いっぱいから4月21日から5月6日まで、休校の措置がとられました。この間は、学校関係者のみならず、児童・生徒、保護者にとりましても、いつまで休校が続くのか見通しが立たず、大変な時期であったと思います。特に、入学間もない児童・生徒にとりましては、学校生活に慣れだした矢先の休校であり、親子ともに不安なスタートであったと思います。また、中学校3年生の生徒にとりましても、受験や部活など大切な時期を自宅で過ごすこととなり、さぞ不安な日々であったことでしょう。

教育委員会では、土日、祝日を除く4月22日から5月1日までの期間、小・中学校の教科別に10分間のラジオ授業を行いました。FMはなびの協力を得て、電波を通じた授業を行ったこの試みは、授業の進度を滞らせないための有効な取り組みであったと感じました。ラジオの収録に当たられた教育委員会と担当された先生方に対しては、心から感謝を述べたいと存じます。

さて、休校中の各地の小・中学校の学習支援を見ると、昨日も高橋徳久議員がおっしゃっていましたが、お隣の横手市ではYouTubeで授業を動画配信しておりましたし、私の娘は高校生と大学生なのですが、manabaというクラウド型教育支援サービスを使って授業を受けております。大学生の娘はZoomを使って少人数の授業をオンラインで受けているほか、高校生の娘は朝8時に学校にログインし、その日の課題に取り組むスタイルを取っております。課題は、指定された教科書のページから問題

を出されたり、動画をダウンロードして自分の都合に合わせて視聴した後に問題を解くなど、授業によって課題の出し方は様々ですが、娘は「学校に行ってる方が楽」と嘆くぐらい大変な課題もあります。

私が特に素晴らしいと感じたのは、録画された授業の動画を再生できるということです。動画を見た後に提出課題に取り組んでいた娘が、答えを導き出せずに動画を何度も見直して答えを出し、送信しておりました。これは、オンラインだからこそそのメリットでしょう。

また、先日、大仙市内の小学生の保護者の方から、理科の授業で実験が行われていないという話をお聞きしました。理科の実験はグループで行い、密になる懸念があることから、担当教諭が実験の動画を撮り、それを生徒に見せながら授業を行っているのだそうです。実際に実験の経験ができないことから、教員の手元をズームし、生徒に分かりやすく伝えようとしているともお聞きしました。誠に素晴らしい取り組みで感動いたしました。私は、この実験動画のような取り組みが休校中に活用できる手立てはないものか思案しております。

このような取り組みが拡大され、あらゆる教科において動画が準備できれば、今後到来するかも知れないコロナの第2波や第3波による休校や、自然災害等による休校にも即応できると思います。確かに授業の動画を撮ることは大変な作業だと思いますが、児童・生徒の学びを止めないための非常に有効な手段ではないかと考えます。登校できないときの学びに役立つツールを常に準備しておく必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、今後の不測の事態に伴う休校に対して、現在どのような準備や取り組みをしているかについてお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告の休校中の学習支援に関する質問につきましては、教育指導部長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

○議長（金谷道男） 栗谷川教育指導部長。

○教育指導部長（栗谷川学） 質問の、休校中の学習支援についてお答え申し上げます。

市教育委員会や各学校においては、これまでの休校に際し、FMはなびを活用したラジオ授業や学級担任による家庭訪問、個別登校などを通して、子どもたちの生活リズムや学習環境が整うよう、家庭における学習支援を行ってきております。

市教育委員会では、現在1人1台のタブレット端末の整備を進めることとしておりま

すが、全学級でオンライン授業等が行えるまでには、ある程度の時間が必要になると思われます。従いまして、この後、感染症や自然災害等での不測の事態での休校になった場合には、これまで行ったFMはなびの活用に加え、議員ご指摘の授業動画のDVD配付や、セキュリティに考慮した上での動画配信などを検討してまいります。

また、長期休校で課題となる授業時数確保のために、最低限度押さえておくべき学習内容のポイント集を作成するなどして、児童・生徒の「学びの保障」に努めてまいりたいと考えております。

併せて、休校期間中にも学校と児童・生徒の関係がしっかり保たれていることが教育の基盤となることから、この後、再度休校となった際にも週1回程度の臨時登校日を設けたり、必要に応じて家庭訪問を行ったりするなどして、児童・生徒の学習状況の確認のみならず、心の安定が図られるように、家庭と連携した支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 5番挽野利恵さん。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。本当に子どもの安定した生活を守るために、是非ともよろしく願いいたします。

オンライン授業で指摘されたのが小学校低学年のお子さんを持つ保護者の方々、オンライン授業、子ども単体で受けられないというふうな親の負担の大きさを嘆く声をお聞きしました。これ、是非動画とかいろいろツールはあるんですけども、子どもさんが子ども自身で完結できるような、そういう教材準備といいますか、動画だったり、いろんなプリントだったりあるんですけども、これ是非、親に負担を掛けないような上手なツールを作っていただきたいなというふうに思います。

あと、この動画配信とかICT化の授業というのが、昨年、文科省で通知されました自宅でICT等を使って学習した場合、出席扱いになるというふうにありました。これ、本当に今、タブレットを導入して、そういうふうな授業をすることができるようになると、不登校の生徒にも非常にメリットが高いのではないかというふうに思います。また、教室に行けない保健室登校などの児童・生徒にとりましても、保健室で黙って時間を一日過ごすよりも、そのような動画を使って少しでも学ぶ環境を与えてほしいなというふうに思います。

あとちょっと一つ質問なんですけれども、休校中ですね、その同じ教材で児童・生徒に、同じ教材をもって学習支援をしていただけるのでしょうか。それとも学校に応じて、そういうふうなツールというのは変わってくるものでしょうか。その点についてお聞きします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。栗谷川教育指導部長。

○教育指導部長（栗谷川学） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

まず最初の低学年の子どもたちに分かりやすいということですが、議員のおっしゃるとおり、やっぱり1年生から中学校3年生と非常に幅が広いわけですので、1人でできる発達段階と、それから、やっぱり親御さん等誰かの手を借りた上で学習が非常に効率的になるという、そういった学年があるというふうに思われます。当然、DVD等を作成する場合には、やっぱり子どもの発達段階をよく考慮した、そういった内容にしなければいけないというふうに議員のおっしゃることもっともですので、作成することになったときには、その点もしっかり考慮したものを作成していかなければいけないというふうに考えております。

それから、なかなか学校に向かない子どもたちが自宅にいて学習した場合、出席扱いになるというその文科省からの通知等でありますけれども、いろんな学びの形態がございますので、学校で授業を受けなくても他の機関に行くことで学習をしている子どもたちも登校扱いというふうになっているケースもございますので、当然こういった不測の事態、自宅で学習をするということは学びの蓄積が認められますので、そういった対応も可能というふうに思っております。

それから、三つ目の同じ学習内容を学習するのかということでもありますけれども、学校によっては授業の進度も違うと思いますので、学校別に考えますと、全て一律というわけにはいかないとは思いますが、それぞれの学校、学年では、やはり同じ学習内容を提供するというのが基本になると思いますので、ただ、その中でもやっぱり個に応じた形というのは当然必要になってくると思いますので、その学校だったり学年だったりに応じた形で提供されるのではないかなというふうに考えております。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 5番挽野利恵さん。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。この不測のときの状況というのは、学校に

よってその進度に差があるというのは私も思っていたところで、そういうときにどのような対応をされるのかなっていうところをお聞きしたかったところでもあります。

この動画を撮るっていう作業は、やっぱり大変な作業でありますので、是非現場の先生方に大きな負担とならないように、その動画に関しては教育委員会がフラッグシップを取って作成していただきたいなっていうふうに思います。

あと、せっかくタブレットを入れるので、休校中には朝みんなで顔を合わせるとか、そういう取り組みもしていただきたいなと思います。長年不登校だったお子さんが、このコロナで教室のみんなと同じZoomで会ったときに、あっ、この状態だったら自分は学校に行けるのかなって思ったお子さん、実際にたか分かんないんですけども、そういうふうに子どもの学校に対する気持ちが変わったというふうなお話も聞きましたので、是非いろんな状況の、不測の事態だったり休校中でなくても、是非タブレットを使ったときには、子どもさんが、児童・生徒が慣れるという意味でも、みんなで作ってみて、不登校のお子さんにもどんどん攻めていってほしいなというふうに思います。

すいません、戻りますが、現場の先生方に大きな負担とならないように、教育委員会がソフトをしっかりと作って、そしてこの大仙市のソフトが日本で一番いいっていうふうにいわれるような、そういうふうなソフトの充実を図ってほしいなと思うんですが、その点についてお聞きします。

○議長（金谷道男） 再々質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 挽野利恵議員の再々質問にお答え申し上げます。

まず、動画のですね、ことですが、実は今もう既に少しずつ動いておりまして、いつですね、また第2波、第3波、あるいは自然災害等来てもですね、まず長期休校になった場合に備えてですね、準備に今入っております。先ほどその学校間格差と、学習進度のですね、それは全部情報を得ましてですね、まずここまでだったらどこの学校、例えば1年生用の動画であれば、国語であれば、まずこの辺までの多分まとめの形のですね、配信になるんじゃないかなと思います。そういった形で、全部の32校の小・中学校の状況を踏まえてですね、動画の作成の準備も今入っております。

それから、ICTというかタブレットの活用であります。やはり議員おっしゃるようにね、休校中とかそういう不測の事態ばかりではなくてですね、特に不登校の子どもたち、特に引きこもりのですね、大変有効なんじゃないかなと思っています。いろんな活用方法があります。1人1台という強みをですね、そういった形でいろんな学習場

面、それから、なかなか学校に来れない子どもたちへの学びの保障という点でもですね、十分に活用できるように研究しながら進めてまいりたいなと思います。

以上です。

○議長（金谷道男） これにて5番挽野利恵さんの質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、11番佐藤文子さん。

（「はい、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 11番。

【11番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（金谷道男） 1番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。私の家にも一昨日、待ちに待った“アベノマスク”が届きました。顎も出ないので、私にはぴったりのような感じもしますが、鼻息の荒い私にとっては少し苦しいところもあります。しかし、大変高額な、高価なマスクでありますので、是非繰り返し洗って最後まで使い、最後は糸をほぐしてガーゼを織布として、また、傷の手当てにも使うなどして、ボロボロになるまで使いたいと思っています。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、今回は新型コロナウイルス対策に思うということに題し、一本の質問で3点ほど伺ってまいりたいと思います。

コロナ感染拡大から、昨日の藤田議員は、こうした世界的大流行、パンデミックが多くなった背景に、利潤第一の新自由主義によるグローバル経済の急速な進展、そして、その中で起こってきた貧困や格差の拡大、環境破壊、また、効率優先で医療・福祉の削減が進められてきた、こういうことを指摘しながら質問をしたところであります。

私は、この今回のコロナウイルス感染、この予防策としてとられてきた政府のこの対策が、大変奇異であり、疑問を感じることが多いというふうなことから、そのことで取り上げたところであります。

では、質問いたします。

新型コロナウイルスの世界的大流行に対する懸命の対応が地球規模で続けられております。大都市中心に感染が広がる中、2月27日の安倍首相による突然の全国一斉休校やイベント自粛の要請を発端に、続いて行われた新型インフルエンザ等特別措置法に基

づく非常事態宣言の発令で、休校や諸行事の延期、中止、施設等の休業、外出自粛、営業自粛、休業要請などが次々に行われてまいりました。

新型インフルエンザ等特別措置法は、平成21年4月にメキシコで最初に確認され、世界的大流行となった、日本でも2,000万人が罹患したとされる新型インフルエンザの教訓を踏まえ、毒性や感染力が強い感染症も対象とする危機管理の法律として平成25年に制定されております。

首相による緊急事態宣言とともに、都道府県知事による外出の制限や施設利用の制限、停止の要請や指示など、私権を強く制限するものであることから、我が党はこの特措法には反対したものであります。

また今回、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新型コロナウイルスを適用対象とする改正新型インフルエンザ等特別措置法をめぐっても、我が党は緊急事態宣言下での外出制限や施設利用の制限などについて、憲法が保障する基本的人権を制約し、暮らしと経済に重大な影響を及ぼすとして指摘して、制限を必要最小限度とする規定に保証はない、また、人権の救済措置や経済損失を補償する仕組みもないとして反対したところでありました。

特別措置法の目的は、新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保持し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることとうたっているわけではありますが、これまでの政府の新型コロナ対策は、こうした目的からもそれて、既に国民生活と経済に重大な影響と損失をもたらしているのではないのでしょうか。

命を守ることが最優先の掛け声のもと、感染拡大防止のためとして、一様に人の行動を制限する“自粛”、これによって暮らしと命をつなぐ手段を絶たれ、収入の激減や失業、倒産や廃業に追い込まれる事態が広がっております。

また、“ステイホーム”、東京都知事がよく使っておりますこれが叫ばれ、長い巣ごもり生活を強いられる中、大人も子どもも心身に変調を来す報告も相次いでおります。さらに、医療従事者や感染者、濃厚接触者とされた方々に対する嫌がらせや差別発言をしたり、自粛に怠っているとみなせば誹謗中傷する“自粛警察”なども現われるなど、あってはならないような事態も生まれております。

これらについては、老松市長は最も心を痛めているのではないかと考えております。

非常事態宣言の発動によって現実に起こっている深刻な問題を考えると、特別措置法

制定の背景となった平成21年の新型インフルエンザへの当市の対応はどうだったのか振り返ってみたいと思います。

新型インフルエンザがメキシコで発生して、パンデミックを起こしているという、こうしたWHOの報告を受けた4月28日の政府発表を受け、当市では直ちに新型インフルエンザ情報連絡室を立ち上げ、健康増進センターに「大仙市発熱相談センター」を開設しました。毎日、朝8時から夜8時までの相談を受け付けております。5月16日には、国内初となる感染が神戸市で確認されたことから、大仙市新型インフルエンザ対策本部に格上げし、当時の仙北組合病院内に発熱外来を設置するとともに、患者数が多数に上ることとなった場合には、臨時発熱外来センターとして大曲体育館と西仙北スポーツセンターに設置することにしたとしております。

これらを報告した当時の市長は、6月定例会の市政報告で「むやみに恐れず、冷静な行動をお願いします」と市民に対しメッセージを発信しているのとあります。

また、7月21日には、感染者の増加により、感染段階は発生初期から感染拡大期へと移行したことから、秋田県及び大曲仙北医師会、仙北組合病院とで、大仙市発熱外来センター設置時における協定を締結し、医師を含む医療従事者の派遣要請を行うなど、秋・冬に予想される第2波に備えております。

発熱外来センター設置の目的は、発熱患者を新型インフルエンザとその他の罹患者に振り分けて感染防止を図るとともに、診療の効率化による早期治療につなげ、重症化を防ぐとして、11月7日から翌平成22年1月24日までの65日間の治療を行っております。その間、延べで医師66名、看護師71名、保健師73名、事務70名が携わり、受診者は1,442人でありました。また、発熱外来発足以降、幼稚園、保育園から高校生までの1万1,701名中、大仙市では2,942名、25パーセントが既に11月末まで新型インフルエンザにかかっております。11月16日からは予防接種が始まりましたが、既に免疫ができた人が多かったことから、予算の38パーセントにとどまったものであります。

このように21年大流行の新型インフルエンザへの対応は、感染段階を見通した検査診療体制を整え、早期発見、治療につなげる取り組みを行ってきたのであります。こうした取り組みの中、一斉休校や自粛を求めることも一切なく、社会・経済混乱はほとんどなかったのであります。

メキシコ初の新型インフルエンザは、豚インフルエンザで、厚生労働大臣の宣言に

よって検疫法の検疫感染症として定められ、メキシコ発生から、わずか1カ月半の6月18日までの検疫強化期間に全国で約346万人の検疫が実施されております。また、成田空港や中部空港及び関西空港の3検疫所においては、平成21年4月28日の発生直後から5月21日までの間に、メキシコ、アメリカ本土、カナダの3国からの定期便907機、21万6,718人の機内検疫を実施し、これらから帰国した方々12万9,546人について、全国の保健所に対し、健康監視が依頼されたとのことであります。

日本での流行のピークは、10月から11月でありましたが、約2,000万人が罹患し、死亡者は203人と、ほかの国と比較して死亡率が低かったことでありますが、その理由をいまだ不明としながらも、医療アクセスの良さ、医療水準の高さと医療従事者の献身的努力、手洗いなどの公衆衛生意識の高さなどが指摘されているのであります。

新型インフルエンザと新型コロナウイルスでは毒性の強さや潜伏期間の長さ、また、回復に要する期間などの違いはあるものの、基礎疾患を有する方などにおいては重症化する可能性が高いこと、また、症状のない不顕性感染者が多数いることや潜伏期間中に感染させてしまうことなどから感染経路が不明で、感染の接触歴が疫学調査で追えなくなり、早々にまん延状態になる点では共通しているのであります。

今回、緊急事態宣言が解除され、県の要請で感染症仮診療所を設置されるとのことですが、是非新型インフルエンザへの取り組みも振り返りながら、早期発見、早期治療で重症化を防ぐ検査・治療体制の構築を願うものであります。

また、甚大な生活と社会経済への影響に対し、大仙市においては第3弾にわたる、4弾も発表されましたが、緊急経済対策を実施し、市民の暮らしと地域経済と産業を守るため、最善の努力をされていることには敬意と感謝をいたします。

しかし、新型コロナウイルス感染症の終息には長期間を要することがいわれており、自粛行動の定着感も出てきております。

また、緊急事態宣言は解除されても、新たな生活様式という、名前を変えた新たな自粛要請が呼び掛けられ、市民の消費行動や雇用環境、経済活動が元に戻ることは相当時間を要することを念頭に、引き続き市民生活を守ること、社会経済回復に向けた取り組みにご尽力をいただきたいと思います。

前段が長くなりましたが質問いたします。

一つ目は、市長の所感について伺います。

まず、政府の一斉休校や休業、自粛要請は、感染拡大防止として実施されてきましたが、それをどう評価し、問題点をどう認識しているのかお尋ねいたします。

二つ目には、新たな感染者が発生した場合、これまでのような市民への行動制限、いわゆる緊急事態宣言と匹敵する行動制限が行われるのかどうか。

この2点について市長の所見を伺います。

二つ目には、外出や営業自粛、休業の影響による経営と雇用の問題について伺います。

1点目は、外出自粛や営業自粛、休業により、事業継続が困難となり、廃業や倒産に至ったケースは発生しているのか、現状についてお知らせいただきたいと思います。

二つ目には、アルバイトやパート、臨時など、非正規労働者や派遣労働者などを中心に雇用環境の悪化が心配されております。時間短縮労働や失業など、現状はどうかお知らせいただきたいと思います。

3点目は、市単独の緊急経済対策の拡充についてご要望いたします。

まず、経営維持臨時給付金についてであります。これの対象を2月から4月のいずれか1カ月の減収としておりますが、これに該当しない個人事業所の中には、例年、大曲の花火などで関連業者として大きな収入源になっているところがあります。花火大会の動向はよく分かりませんが、こうした事業所の救済のため、基準対象月の見直しを図る必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

以上を述べて1回目の質問を終わります。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、新型コロナウイルス感染症対応についての所感についてであります。市におきましては、2月28日に対策本部を立ち上げて以降、これまで16回の本部会議を開催し、国・県の要請に応える形で休校措置やイベント等の中止、施設の休館措置や消毒、注意喚起、社会福祉施設や介護が必要な方などへのマスクの配布など、その時々状況に応じたできる限りの対策を講じてまいりました。

また、市民の皆様に対しましては、県外との往来や外出の自粛、手洗いやマスクの着用など、感染拡大防止への協力を強くお願いしてきたほか、緊急事態宣言期間中の県からの休業要請なども含め、生活や仕事の面で多くの負担をお掛けしてきたところであります。

その結果、先の見えない不安やストレスを感じながらも、これまでご協力いただきました多くの市民の皆様の自覚ある行動が、5月以降の全国での新規感染者数の減少や、緊急事態宣言の解除につながったものと考えております。

次に、新たな感染者が確認された場合の対応についてであります。新型コロナウイルスは、いまだその性質の全容が解明されておらず、特効薬やワクチンの開発にも期間を要するといわれております。そのような中で、今後も第2波、第3波が押し寄せることも懸念され、今も予断を許さない状況にあると認識しております。

しかしながら、感染拡大初期とは異なり、検査や医療体制が強化されつつあり、各施設や店頭にはパーテーション等の感染防止対策が講じられ、「3密対策」や「ソーシャルディスタンスの確保」など、「新しい生活様式」が市民生活に徐々に浸透し始めております。

また、業種ごとに感染拡大予防のガイドラインが示されるなど、感染症に対する基本的な対策が段階的に講じられてきているものと感じております。

本市におきましても、国で示す「新しい生活様式」が市民生活にしっかりと定着するよう周知を図り、引き続き、感染防止に努めてまいります。

そのような中で、市内で感染者が発生した場合には、その感染者の情報や感染経路のほか、国内・県内の感染状況などを慎重に見極めながら、市民の安全と感染拡大防止を第一に、自粛要請等を含めた市としての最善の対策を講ずる必要があります。そうした際には、その内容、対象範囲及び期間等に留意する必要があると考えております。

また、こうした事態にあたっては、これまで講じてきた市の対策や寄せられた市民の皆様の声を振り返り、市民生活・経済活動への影響のほか、人権侵害・誹謗中傷などにも配慮した感染防止対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、事業継続が困難となり廃業・倒産に至ったケースにつきましては、大曲商工会議所や大仙市商工会の両団体、並びに市内金融機関に確認いたしましたところ、管内において新型コロナウイルス感染症の影響により廃業・倒産に至った事業所は、これまでは無いとのことでありました。しかしながら、今般の外出自粛や休業要請による経営状況の悪化に加え、現在の状況が長引くことにより、今後廃業に追い込まれるケースも発生しかねないことから、経営維持臨時給付金や融資による支援とともに、引き続き商工団体と情報共有を図りながら、新たな支援策の導入も含め、きめ細やかな対応に努めてまいります。

また、非正規労働者等の雇用環境の現状につきましては、ハローワーク大曲によりますと、4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者は25名となっており、そのうち非正規労働者が19名とのことでありました。今後の情勢次第では、さらなる離職者の増加も懸念されることから、地域経済の根幹を成す雇用の維持・確保に向けて、昨年度から取り組んでおります地域雇用活性化推進事業の促進とともに、ハローワーク大曲と連携し、求人・求職両方の支援に努めてまいります。

次に、経営維持臨時給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本年2月から4月までのいずれかの一月の売り上げが、前年同月と比較して20パーセント以上50パーセント未満減少した事業者に対して1事業所当たり20万円、複数の事業所がある場合は40万円を上限に、5月11日から支給しているものであります。

対象月につきましては、国の「持続化給付金」の給付が開始される前に、速やかに市独自の支援策を講じるため、売上減少などの影響が出始めた2月から4月までの3カ月間としたものであります。

しかしながら、秋田県では国の緊急事態宣言の延長を受け、緊急事態措置等を5月31日まで延長しているほか、市といたしましても9月末までの大規模イベント等の自粛を決定しているなど、地域経済の先行きは見通せない状況となっており、事業者にとっては引き続き厳しい経営が続くものと見込まれます。

こうした状況を踏まえ、市といたしましては国及び県の経済対策を見極めながら、支援が広く行き渡るよう経営維持臨時給付金の対象月の延長について検討中であり、まとも次第、議会にお示ししてまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 11番佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 1番の②についてですけれども、自粛要請なども含めて対応していくこともあり得るというふうなことのようではございますけれども、いずれ自粛、自粛というふうなことが、これまでの経済悪化を相当深刻なものにしてきたということは誰しもが分かっていると思います。安心して自粛をする、市民、あるいは業者さんが安心して自粛に励む、このためには、やっぱりこのコロナウイルス、本当の姿はまだ不明といいますが、これに対するやっぱり検査や医療体制をしっかりと強化し、安心して、感染して

も十分に対応する、対応しますというふうなことがなければ、なかなか怖くて自粛、自粛でやっぱり外出は控えてしまうと。どんどん外出して、コロナがなくなるのかといえ
ば、これまでの緊急事態宣言が解除された後にやっぱり出てくる、こういうことを考え
れば、この外出自粛、休業、こうしたことを延々と続けるということは、もう続けさせ
るわけにはいかないというふうなことで、そのためにも是非この第2波がやってくる前
の準備として、しっかりと検査と医療体制を整えていただきたいというふうに思うわけ
であります。

そこで一つお聞きしたいのは、市で大仙市内にそうしたPCR検査のできるセンター
ができるというふうなことのようにありますけれども、是非このPCR検査が医療や福
祉施設での院内感染等を防ぐこと、それから、感染者、濃厚接触者等を早期発見でき
るよう、また、心配な方々がいつでも相談して受けられるように、そうしたのができ
るようなこのPCR検査体制になっているものなのかどうか、この点が一つ。

もう一つは、感染されて隔離、あるいは入院というふうなことになるわけですが
も、昨日の藤田議員への答弁で200とか300とか入院施設を準備されているという
答弁がございましたけれども、新型インフルエンザのときよりも入院の要する期間が若
干長くなる、これははっきりしているようでありますので、もし第2波において感染
者が増えた場合に、それだけの入院施設が確保できるのかどうか、そういうふうな体制
を県とともに協議をしてこの数にしているものなのかどうか、是非安心した医療体制の構
築を願う立場から、それへの答弁を求めたいと思います。

もう一点は、経営維持臨時給付金の、まず期間延長していただけるというふうなこ
とで、大変ありがとうございます。是非このありとあらゆる支援の届かない、そういう
ふうなところがないように、幅広く市民のこうした事態にちゃんと応えられるよう、柔軟
な、そして給付の確実な給付というふうなものを求めたいと思います。これへの見解を
求めます。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

今回の新型コロナウイルスへの対応につきまして、私は専門家ではありませんけれど
も、未知なる新型コロナウイルスとの闘いということで、国をはじめ関係の皆さんには
難しい判断、先例のない対応だったのではないかなということを第一印象として持っ
ております。

しかしながら、いろんな対策を講ずる前には、やはり国民に対して、市民に対して、しっかりとした説明が必要だということは、これは間違いないことで、そうしたことが不十分ということでいろいろな評価が分かれているところもあるのではないかなというふうには思っております。

死者数が先進国と比べて大変少ないということで、世界からは大変評価されている政府の対応でありましたけれども、国内ではアンケートを取ると「評価しない」という人が6割もいるというのが、この間、示されておりました。なぜこうしたことになるのかなということでもありますけれども、やはり先程来ご指摘がいろいろありましたけれども、全国一斉休校の唐突な感じを与えてしまったというようなこと、それから、PCR検査、検査数が増やすといってもなかなか増えないというようなこと、これには陽性者が増えることによって医療崩壊につながる恐れがあると。入院するところがなくなってしまうというようなことも陰ではあったようですけれども、そうしたことの説明があまり国民に対してなされていないということもあるのではないかなというふうに思います。

それから、緊急事態宣言、遅いという、遅いんではないかというようなご指摘も、その辺の評価も分かれているというふうに思っております。

いろいろなまだまだね、マスクの関係、給付金の30万だったり10万円になったりした、そうしたことも国民の皆様には大変悪い印象を与えてしまったのではないかなというふうに思っていますが、特に先程、佐藤文子議員からもありましたけれども、休業要請をしてですね、それに対する補償といいますかね、これはもちろん利益まで補償することは、なかなかこれ、世界的にもそうした休業に対する補償した国はないというふうに私、前に聞いたことありますけれども、ただ、やはりその休業した期間の固定費などについては、やはり補償することを検討すべきではなかったのかなというふうに思っているところであります。協力金という形で支給される形が本当に良かったのかなという思いはあります。

そうしたことで、専門家ではないので、国や県の要請、そうしたものに応ずる形で大仙市も対応してきたというのが正直なところであります。

しかしながら、結果的に4月10日、大仙保健所管内でいうと、4月10日に陽性者が確認されて以来、感染者が出ていないということで、こうした今までの取り組みは効果があったものと、市民の皆さんには大変痛い思いをさせてしまったところでもありますけれども、効果が現われたのかなというふうに思っているところであります。

それで、再質問でありました感染症仮設診療所の件でありますけれども、これは今あります帰国者・接触者外来センターでPCR検査用の検体を採取しているということでもありますけれども、これが今3カ所ですか。そこの業務を軽減するという意味で、あくまでもPCR検査用の検体採取というのが主目的になります。残念ながらそこで診察、医療とかそういうことはね、行われるものではないというふうに認識しております。第二次医療圏に1カ所以上作るということでありましたけれども、昨日、秋田大学医学部附属病院の方でPCRラボを開設すると、一日100件ですか、PCR検査に対応するというようなことがありましたけれども、これも私いろいろな会議に出ておりましたけれども、初めて昨日、事前の連絡、何といたしますかね、全県の協議会に出ていますけれども、秋田県の協議会に出ていますけれども、そうした話は一切なかった、ああいうふうな形でテレビで急に発表されるということで、ちょっとびっくりしたところでもありますけれども、PCR検査、今まで一日100件というのが200件になると、まず倍になるということで、これは好ましいことかなというふうに感じておりますけれども、いずれ仮設診療所は残念ながらそういうPCR検査用の検体採取だけと、それ以外、もちろん事前の間診はあるかとは思いますが、そうした形になります。おそらく、そして大仙市の場合はドライブスルー方式で検体採取をしたいと。ドライブスルーできない方については、今の帰国者・接触者外来センター、今現在行っているところでやっていただくというような形になると思っております。そうした市で設置するそうした仮設診療所がPCR検査を進めていく上で役立つような施設になれるように、しっかりと大曲仙北医師会並びに大仙保健所と協議しながら設営、そして運営していきたいというふうに考えております。

それから二つ目ですけれども、国の方でこれピークを、第2波のですかね、ピークを試算した際に、秋田県の場合、先程ありました200から300、入院患者200から300というのが示されているということで、それを目標にベッド数200から300を確保したいというのが県なり、県の医師会なり、それから関係者の思いであります。それで、昨日、藤田議員の質問にお答えしましたけれども、今現在134ですか、ベッド数、それからルポールみずほという県の施設を軽症の方のね、宿泊療養施設ということで、それも含めての134ということでもあります。200から300に向けて、これからいろいろ関係施設と協議をしてまいるということでもありますので、それについても市としてそうした施設があるかどうかということ、今現在では心当たりないわけですから

ども、市としても協力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから三つ目ですけれども、経営維持臨時給付金については、昨日も議員説明会の挨拶の中で申し上げました。見直しをしたいというふうに思っております。そして、どこまで延ばすかということは、まだ決まっておられませんけれども、もちろん8月、9月まで延ばしていきたいと思っております。そして、今、申請の状況を見ますと、20万、満額までいかない方も多々おられます。業種によっては20万いかない額で申請ということがありますので、何とか年間を通して見た場合、当然売上げの減少というのは20万を超えるのではないかなというふうに思っておりますので、一月で20万までいかない業種の方々には、何とか20万限度額支給できるように、そうした中身もですね、ちょっと柔軟に見直していければというふうに思っております。

いずれ20万、40万の限度額は変わりませんが、20万まで達していない事業主の皆さんには、何とか20万まで、それから40万まで支給できるような見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、昨日も申し上げましたけれども、この事業の継続維持、そして雇用の維持ということで、国でも家賃支援金、制度を今、スタートすると思っておりますけれども、市で単独で家賃支援金、これも今、検討中でありますけれども、2割以上の売上げ、昨年と比べて一月単位で2割以上減収した企業の皆さんに家賃支援をしていきたいと。これは50パーセント以上の方も含むというふうに思っております。2割以上ということになりますけれども、経営維持臨時給付金につきましては、売上げの減収を少しでも補填という考え方でしたけれども、今回はこの家賃支援、それから今もう一つ考えている上下水道料金の基本料金の減免、これは固定費といいますか、そうした経費を少しでも軽減できるように、負担を軽減できるようにということで考えているものであります。テナント事業者への家賃支援、それから経営維持給付金の見直し、そして上下水道料金の基本料金の免除と、こういったことを今、併せて検討しているところであります。ま
とまり次第、議会の皆さんにお示しをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 11番佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） ありがとうございます。本質問でもお話ししましたがけれども、様々

な誹謗中傷、あるいは同調圧力といわれるような自粛警察などというようなことが出てしまう、こうした背景には、やっぱりこのコロナウイルス感染症というものの実態がよく情報として国から出されていないこと、そして、感染症と連日報道される何人が感染して、新たな感染者何人で、何人が死亡したと、恐怖をあおる、そうした報道の大きなことから、市民の不安はどんどん膨れ上がっていった。そのことで自粛要請にも国民がよく応ずるようになってきているというのも現状かと思えます。しかし、よく見れば、よく見れば、1万9千人ほどがかかったこの感染症、かかっているといわれながらも、そのうち1万6千人は既に療養解除、あるいは退院というふうな方で、特効薬が開発されていないというふうな中にもあっても、懸命な医師や看護師さんの治療によって、ちゃんと回復していつているというふうなのが現状であります。そうしたことも全く報道には出されない。ますます、そのことがよく情報として出されれば、皆さん、大きな不安を、あまりにも大きな不安を持たずに済むのではないかというふうに思っております。そういうふうな、さらにこういう、こうしたことも含めまして、この世界的感染症を起こす、この流行する感染症、抱えたときに、やっぱり行政としては、このマスコミやいろんなあれと一緒に、この市民、国民に恐怖をあおるようなそういうことをしないで、しっかりとこの感染症のこの実態を、情報を提供し、安心して生活できるこの医療や検査、そういう確立しているというふうなことをしっかりと市民にお知らせして、市民に安心を与えるメッセージを、やっぱり市長として持っていただきたいもんだというふうに思って私の質問を終わります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

ご指摘のとおり、市民の皆さんに、何と申しますか、必要以上の不安、そうしたことを与えることのないように、正確な情報を発信していかなければならないというふうに思っているところであります。そうしたことで、私も、佐藤議員はご覧になったことないかもしれませんが、インターネット、フェイスブックで3回ほど市民の皆さんに呼び掛けをさせていただいたところであります。これも市民の皆さんからと申しますか、市の議員の皆さんからもご指摘ありまして、飲み会など、懇親会などなくなった関係で、市民の皆さんと会う機会が少なくなっているだろうと、おっしゃるとおりでありました。何か市長からの情報発信、やっぱりSNSを使ってやるべきじゃないかというようなご

指摘をいただいて、慣れない形でありましたけども、今まで3回ですかね、世界に向かってといいますか、大仙市民の皆さんにということで3回ほどフェイスブックで出させていただいております。引き続き、そうした形で市民の皆さんに、チラシやそうした形で広報などで正確な情報を発信することはもちろんですけども、私の何といいますか、直接市民の皆さんに訴える、映像で訴えるということも引き続きまた行ってまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（金谷道男） これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、日程第2、議案第138号から日程第7、議案第143号までの6件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第138号から議案第143号までの6件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（金谷道男） 日程第8、請願第13号及び日程第9、請願第14号の2件を一括して議題といたします。

本件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（金谷道男） 日程第10、陳情第43号を議題といたします。

本件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長（金谷道男） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月12日から6月18日まで7日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） ご異議なしと認めます。よって、6月12日から6月18日まで7

日間、休会することに決しました。

○議長（金谷道男） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来たる6月19日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午前11時20分 散 会

